

令和 7 (2025) 年 6 月 25 日制定

学校法人沖縄国際大学ガバナンス・コード
【第 2 版】

学校法人 沖縄国際大学

学校法人沖縄国際大学ガバナンス・コード

【第2版】

はじめに	1
第1章 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重	2
1-1 建学の精神	
1-2 教育と研究の目的(私立大学の使命)	
第2章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)	4
2-1 理事会	
2-2 理事	
2-3 監事	
2-4 評議員会	
2-5 評議員	
2-6 会計監査人	
第3章 教学ガバナンス(権限・役割の明確化)	9
3-1 学長	
3-2 教授会	
第4章 公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)	10
4-1 学生に対して	
4-2 教職員等に対して	
4-3 社会に対して	
4-4 危機管理及び法令遵守	
第5章 透明性の確保(情報公開)	13
5-1 情報公開の充実	
おわりに	15

はじめに

制定の背景

学校法人制度を定める私立学校法はこれまで時代の要請に合わせて法改正を重ねてきました。文部科学省「学校法人ガバナンス改革会議」では学校法人に対して実効性のある措置 やより適切なガバナンスを発揮するための改革が必要であるとの提言がなされました。私立学校法の改正及び学校法人ガバナンス改革会議の提言を踏まえ「学校法人沖縄国際大学ガバナンス・コード」を制定します。

【第2版】について

令和5年4月26日に私立学校法が改正され、併せて本学寄附行為が令和7年4月1日に施行されましたので、学校法人沖縄国際大学ガバナンス・コード第2版として制定します。

制定の目的・意義

(1)学校法人沖縄国際大学(以下、本学という)は、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、併せて経営を強化し、より強固な経営基盤に支えられた、時代の変化に対応した大学づくりを目指していきます。

(2)本学は、高い公共性を有する学校の運営主体としての社会的責任を十分に果たすことができるよう、新たな公益法人制度や社会福祉法人制度等の改革の状況を踏まえ、これらの公益的な法人と同程度の運営の適正と透明性を確保し、社会から信頼され、支えられるに足る、これまで以上に公共性を備えた存在であり続けます。

(3)本学は、学生・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様な期待を寄せる関係者に支えられる存在であることから、幅広く学内外の声に耳を傾けながら使命を全うすることを通じて、高い公共性を追求していきます。

(4)本学は、適切なガバナンスを確保し、私立大学の教育・研究・社会貢献の機能の最大化を図り、社会的責任を全うします。

(5)私立学校法においては、学校法人の公共性とともに自主性が最大限に尊重される原則となっています。その点に鑑みても、自律的な「学校法人沖縄国際大学ガバナンス・コード」の制定と運用は重要な意義があります。

本学は、日本私立大学協会の「私立大学版ガバナンス・コード」を指針として本ガバナンス・コードを策定し、法人運営の規範とします。

第1章 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、本学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中長期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念

【 建学の精神 】

「眞の自由と、自治の確立」

【 理念 】

「沖縄国際大学は、沖縄の伝統文化と自然を大切にし、人類の平和と共生を支える学術文化を創造する。そして豊かな心で個性に富む人間を育み、地域の自立と国際社会の発展に寄与する。」

(2) 本学の目指す人材像

学則第1条、大学院学則第2条に定める「目的」に基づき育成する人材像は次のとおりです。

【 学部 】

「学問研究の基本理念に基づき、広く社会に教育の場を提供し、人間性の涵養と科学的知識の啓発につとめ、理性的教養と歴史の進展に深い洞察力を保持する人材を育成する。」

【 大学院 】

「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力並びに高度の能力を養うとともに、広く国際的な人材を育成する。」

1-2 教育と研究の目的(私立大学の使命)

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

【本学の使命】

沖縄国際大学は沖縄の発展に貢献するために

- ① アジアの十字路に位置する沖縄のポテンシャルを活かし、万国津梁の魁となる人材を育成します。
- ② 沖縄の個性を發揮させる研究・地域連携を行います。

【教育目標】

- ① アジアを中心とする国際社会と対話し、理解し発信する能力を育成する教育をします。
- ② 「沖縄」を見つめ探し、地域と協働する経験を蓄積させる教育をします。
- ③ 夢を描き実現する力、環境変化に適応できる力、すなわち人間力を培う教育をします。

【地域連携・研究目標】

- ① 地域協働、産学官連携を推進します。
- ② 地域における生涯学習の拠点にします。
- ③ 沖縄の発展に寄与する研究を推進します。

(2) 中長期計画(中期4年、長期8年)の策定と実現に必要な取組みについて

- ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中長期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中長期的な計画の検討・策定をします。
- ② 中長期的な計画の進捗状況、財務状況については、長期計画研究委員会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。
- ③ 財政的な裏付けのある中長期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。
- ⑥ 中長期的な計画に盛り込む内容例

ア 中長期経営計画策定の目的

イ 大学運営及び中長期事業計画の基本方針

・本学の使命と大学運営の基本方針

・中長期事業運営の基本方針

・財政運営の基本方針

ウ 教育・学修・研究・連携・交流に関する事業計画

・教育・学修に関する事業

・キャンパスライフ支援に関する事業

・キャリア支援・就職活動支援事業

- ・図書館・情報メディア環境に関する事業
- ・大学院、研究支援、研究所、地域連携に関する事業
- ・国際交流・連携／グローバル教育支援に関する事業
- ・入学者選抜に関する事業
- ・障害者支援に関する事業
- エ 大学経営基盤拡充に関する事業計画
 - ・人事制度、その他制度拡充事業
 - ・防犯・防災及び環境安全管理に関する事業
 - ・キャンパス施設整備拡充事業
 - ・効率的財政運営と財政基盤安定化事業
 - ・効率的経営組織体制の強化事業
 - ・コンプライアンス推進事業及び規程整備
 - ・周年事業計画等
- オ 財政計画
- カ 計画実現のための実行スケジュール

(3)私立大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。
- ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)をはじめ、多様性への対応を実施します。

第2章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。本学は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1)理事会の役割

- ① 意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、本学の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する本学における重要事項を寄附行為の他、規程に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④ 学長への権限委任

ア 学長が任務を果たすことができるようするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。

イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。

ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥ 役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。

⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。

2-2 理事

（1）理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

① 理事長は、本学を代表し、その業務を総理します。

② 理事長を補佐する理事として、代表業務執行理事及び業務執行理事を置きます。

③ 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しません。

④ 理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。

- ⑤ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本学のため忠実にその職務を行います。
- ⑥ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑦ 理事は、本学に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑧ 本学と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事(私立学校法第31条第4項第2号に該当する理事)を選任します。
- ② 外部理事は、本学の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

全理事(外部理事を含む)に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

2-3 監事

(1) 監事の責務(役割・職務範囲)について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、寄附行為及び沖縄国際大学監事監査規程に則り、理事会・評議員会に出席します。また、他の重要な会議に出席することができます。
- ③ 監事は、本学の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、本学の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事の選任

- ① 監事は、評議員会の決議によって選任します。選任に当たっては、監事の独立性を確保

- し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとします。
- ② 監事は2名以上3名以内置くこととします。
 - ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3)監事監査基準

- ① 学校法人沖縄国際大学監事監査規程に基づき、監査機能の強化を図ります。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、沖縄国際大学監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4)監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士(及び内部監査者の三者)による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ③ 本学は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

2-4 評議員会

(1)理事選任機関としての役割

本学の理事選任機関は、評議員会とします。

(2)諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。

- ① 重要な資産の処分又は譲受け
- ② 多額の借財
- ③ 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- ④ 役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準の策定又は変更
- ⑤ 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- ⑥ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑦ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑧ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(3)評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

(4)評議員会は、本学の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその質問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

2-5 評議員

(1)評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数とし、19名を選任します。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。
 - ア 法学部、経済学部、産業情報学部及び総合文化学部から各1名宛各教授会で選任された者4名
 - イ 本学事務職員の中から理事長が推薦し、理事会で選任された者2名
 - ウ 本学卒業者で25歳以上の者の中から理事長が推薦し、評議員会で選任された者8名
 - エ 学識経験者のうちから理事会で選任された者5名
- ③ 本学の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは質問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。
- ④ 評議員の選任方法は、各選任区分により選任します。

(2)評議員への研修機会の提供と充実

- ① 本学は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
- ② 本学は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

2-6 会計監査人

本学に会計監査人を1名置きます。

(1)会計監査人の責務(役割・職務範囲)について

- ① 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。)及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出します。
- ② 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができます。
 - ア 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - イ 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - ウ 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの閲覧の請求

- エ 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- ③ 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができます。

(2)会計監査人の選任

会計監査人は、評議員会の決議によって選任します。

第3章 教学ガバナンス(権限・役割の明確化)

理事会の長である理事長は、理事の中から理事会の決議によって選定します(「寄附行為」第14条第2項)。理事長は、この法人を代表し、その業務を総理することとなっています(「寄附行為」第14条第6項)。

学長は、「学長選挙規程」に基づいて実施される選挙(学長選挙の被選挙人は大学の教授の経験を有する者)において当選した者を理事会が任命することとなっており、任期は4年、再任を妨げないこととしています(「学長選挙規程」第2条)。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部(教育・研究に関する事項)を学長に委任しています。

評議員会の選任により理事となる副学長の選任については、「全学教授会規程」、「副学長及び部館長選任規程」及び「理事長・学長裁定 第11号(教育研究に関する重要な事項で全学教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの)」に基づいて行われています。副学長は本学の専任教授の職にある者で、任期は2年とし再任を妨げませんが、指名した学長の任期の終期を超えることが出来ないこととなっています(「副学長及び部館長選任規程」第2条・第3条)。副学長は学長を補佐する者として「学則」第9条に定められおり、職務分掌は「副学長 職務細則」において定められています。

評議員会の選任により同じく理事となる学部長の選任は、「学部長選挙規程」、各「学部教授会規則」、及び「理事長・学長裁定第6号(教育研究に関する重要な事項で学部教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの)」に基づいて行われています。学部長の任期は2年ですが、再任を妨げないこととなっています(「学部長選挙規程」第3条)。

3-1 学長

(1)学長の責務(役割・職務範囲)

- ① 学長は、学則第1条「学問研究の基本理念に基づき、広く社会に教育の場を提供し、人間性の涵養と科学的知識の啓発につとめ、理性的教養と歴史の進展に深い洞察力を保持する人材を育成する」、大学院学則第2条「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力並びに高度の能力を養うとともに、広く国際的な人材を育成する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。

- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 所属教職員が、学長方針、中長期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長補佐体制(副学長・学部長の役割)

- ① 本学に副学長を置くことができるようにしており、学則第9条の2で「副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る。」としています。その職務については「副学長職務細則」に定めています。
- ② 学部長の役割については、学則第10条第2項で「学部長は、当該学部に関する校務を掌る。」としています。

3-2 教授会

(1) 教授会の役割(学長と教授会の関係)

本学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については「各学部教授会規則」と「理事長・学長裁定第6号」に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー(学生・保護者、同窓生、教職員等)はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4-1 学生に対して

(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針(ポリシー)を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

- ① 学部ごとの3つの方針(ポリシー)
 - ア 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)
 - イ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)
 - ウ 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)
- ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。

- ③ ダイバーシティ・インクルージョン(多様性の受容)の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4-2 教職員等に対して

(1)教職協働

実効性ある中長期的な計画の策定・実行・評価(PDCA サイクル)による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

(2)ユニバーシティ・ディベロップメント:UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

① ボード・ディベロップメント:BD

- ア 常務理事は、寄附行為等関連規程並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係るPDCAを毎年度実行します。
イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。

② ファカルティ・ディベロップメント:FD

- ア 3つの方針(ポリシー)の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度実行します。
イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学則第19条の2及び大学院学則第33条に基づき、ファカルティ・ディベロップメント委員会(以下「FD委員会」という。)を設置しています。FD委員会では次の活動の基本方針を策定し、取組みを推進します。
- ・本学の教育内容及び方法についての組織的な研究・研修
 - ・授業方法の開発と運用のための研究
 - ・FD推進のための教員に対する研究支援
 - ・学生の学習の質的向上を図るための検討
 - ・学生による授業評価等、適切な評価システムの研究
 - ・その他のFD推進のための諸活動

③ スタッフ・ディベロップメント:SD

- ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。
イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。
ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

4-3 社会に対して

(1)認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

平成16(2004)年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

- ① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。
- ② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産官学の結節点として機能します。
- ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。
- ④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取組みます。
- ⑤ 環境問題をはじめとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

- ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取組みます。

ア 大規模災害

イ 不祥事(ハラスメント、公的研究費不正使用等)

- ② 災害防止、不祥事防止対策に取組みます。

ア 教職員・学生等の安全安心対策

イ 減災・防災対策

ウ ハラスメント防止対策

エ 情報セキュリティ対策

オ その他のリスク防止対策

- ③ 事業継続計画の策定に取組みます。

(2) 法令遵守のための体制整備

- ① 本学の役員等(理事、監事、評議員、会計監査人)及び教職員は、全ての教育・研究活

動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程(以下、法令等という。)を遵守するよう組織的に取組みます。

- ② 「公益通報に関する規程」に基づき、法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談(公益通報)を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保(情報公開)

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則(第 172 条第 2 項)、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

① 教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)
- ウ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)
- エ 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く)
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書

(2)自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。

事例としては次のような項目があります。

① 教育・研究に資する情報公開

- ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数
- イ 大学間連携
- ウ 地域連携並びに産官学連携
- エ 内部質保証体制

② 学校法人に関する情報公開

- ア 中長期的な計画

(3)情報公開の工夫等

- ① 上記①②(学校法人に関する情報公表)及び②②(学校法人に関する情報公開)の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- ② 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、大学要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット、大学ポートレート等の媒体も活用します。
- ③ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

おわりに

沖縄県が、日本復帰を間近に控えた昭和 47(1972)年 2 月 25 日、国際大学と沖縄大学の一部が統合し、沖縄国際大学は設立されました。

本学は、「真の自由と、自治の確立」という建学の精神の下、世界に羽ばたく人材の育成と研究、地域貢献に尽力してまいりました。

これまでの歴史は、本学の設立趣意書に謳われた「県民の大学として、その地域住民と社会から多くの支持と共感とをうることなしにはその存立基盤を持ちえない」の言葉が示すように、地域の皆様をはじめ多くの方々のご理解とご支援に支えられ、あゆみ続け、令和 4(2022)年 2 月 25 日に創立 50 周年を迎えました。

これからも「地域に根ざし、世界に開かれた大学」を目指し、共創的なあゆみを続けていくために本ガバナンス・コードの目的・意義に沿った法人運営の規範の基、健全かつ高い公共性を追求した法人運営を実現していくと共に定期的に本ガバナンス・コードの遵守状況や社会変化への対応に順応するために改定の必要性等を点検・評価して参ります。